

桶川市議会会派代表者会議に関する要綱

平成23年6月16日議長決裁

(趣旨)

第1条 会派間の連絡調整及び協議等をするため、桶川市議会に桶川市議会会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 代表者会議の所管事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 議会における各会派間の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要と認めたこと。

(組織)

第3条 代表者会議は、議長及び各会派（桶川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成15年桶川市条例第1号）第2条に規定する会派をいう。）の代表者をもって組織する。

(会議)

第4条 代表者会議は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、2以上の会派の代表者から請求があるときは、代表者会議を招集しなければならない。
- 3 会派代表者の総数の半数以上が出席しなければ、代表者会議を開くことができない。
- 4 代表者会議は、原則として非公開とする。

(代理者の出席等)

第5条 会派の代表者が代表者会議に出席できないときは、その会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。

- 2 副議長及び議会運営委員長は、オブザーバーとして出席することができる。
- 3 議長が必要と認めたときは、会派に所属しない議員もオブザーバーとして出席することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表者会議が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。